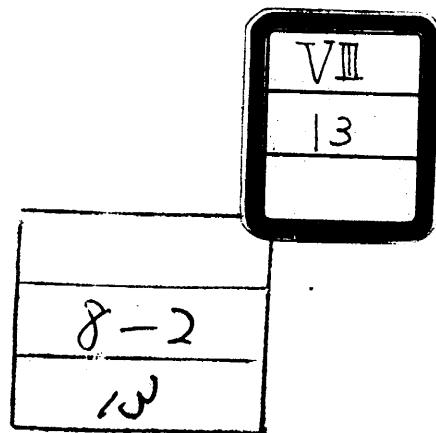
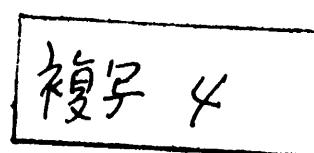


戰後教育資料



第三期(甲)第13課  
複字の補助金の支去



VIII - 13

法務調查意見二

水經注

卷之三

卷之三

100

100

法華經疏惠鬼長譯

卷之二

重　旨  
國公私立の学校團體に相附生を生えかニとは、それが本校團體の本筋として經營され、又は公の支拂に屬しない通學費、教員若しくは講師の手取に附屬し、その一體として經營これらものでなし限り、該校オハ九年内に達成しない。

昭和二四年五月三日

法務行政卷一  
長官 茅子一

卷之四

此本又へ九本の無紙にてし  
二三カ月二千枚一五面をもつて  
其後又

江之北，人多好之。故其俗以水為鹽，以鹽為水。故其人食鹽而不知其味，飲水而不知其味。

新編八大家文選卷之二

所用の学術研究費又は学術団体が、某款団体の事業として經營され、又は公の支配に属しない慈善教誨活動には母體の事業に附屬し、その一環として經營されるものでない限り、國が二れに対し補助金を支出することは、憲法上ハ決して違反しなじ。

三

するニと等を禁止してしろ。

筆業であつて、教育する者と教官される者の存在なくしては、これを考へることはできない。ところが、然るに筆業研究会或は筆術団体は筆画の研究を目的とはしてゐるもの、人を教えることを目的とするものではなく、従つてまた教育される者の存在を必要としないものであるから、これらの機関又は団体の筆業は、教育の筆業とすることはできない。従つてこれに公金を支出することは、憲法やハ九条に違反するものではない。しかしながら、これらの機関又は団体が、宗教団体の筆業として經營され、又は本の支配に屬しない恩賜、教育苦しくは博愛の筆業に附屬し、その一環として經營されていける場合にあっては、この限りでない。すなわち、これらの機関又は団体が宗教団体の筆業として經營され、いふ場合においては例外なく、またその他の場合においては、これらの機関又は団体だけが特に公の支配に属するものと認められるよう等特別の場合を除いては、これらの機関又は団体に公金を支出することは、その母体たる宗教団体又は筆業主に公金を支出することとなり、憲法に抗敵するものと解する。（なお、「公の支配」の解説については、憲法の引用する昭和二四年二月一日附法務省訓意ニ逐次八号を参照されたし。）